

立会い業務実施契約書

立会い業務依頼施設： (甲) 所在地 _____ 病院名 _____ 病院責任者 _____? 平成 20 年 月 日	立会い業務 実施事業者： (乙)東京都港区東新橋 2-14-1 コモディオ汐留 5F 日本メトロニック株式会社 CRDM 事業部 事業部長 石川 泰彦 ? 平成 20 年 月 日 (丙) 県 市 × × 町 100 番地・・・ ? 平成 20 年 月 日
立会い実施料単価 手術時 :XXX 円 (消費税別) / 患者 定期外来検査 :XXX 円 (消費税別) / 患者	契約期間 :平成 20 年 月 日から平成 21 年 3 月 31 日

第 1 条 (立会い業務)

- 立会い業務とは、甲の管理下にある患者に対して、甲の医療担当者が診断や治療を行うに当たり、甲の医師の管理・指導の下、乙又は丙の社員がその医療現場に立ち入り、医療機器に関する情報提供を行うことをいう。
- 乙及び丙は、立会い業務の実施にあたり、社団法人「医療機器業公正取引協議会」の定める公正取引規約、運用基準、医療機関等における医療機器の立会いに関する基準、並びに薬事法、医師法等の関係法令や関係規定、個人情報保護法、甲の院内規則を遵守する。
- 甲は、乙又は丙の社員に立会い業務を依頼する場合は、有償、無償実施を問わず事業者による立会い業務について、患者へのインフォームドコンセントを行うこととする。

第 2 条 (立会い業務の範囲等)

本契約の下において実施する立会い業務の範囲は、乙の CRDM 事業部取扱い製品に関する以下の業務とする。

1. 適正使用確保のための立会い業務

新規に納入した医療機器の適正使用確保のための立会い

既納入品のバージョンアップ等の際の適正使用の確保のための立会い

「医療機関等に対する医療機器の貸出に関する基準」に定める医療機器の「試用のための貸出」の際の適正使用の確保のための立会い

医療担当者の交代があった際の適正使用確保のための立会い

緊急時又は災害時の対応における自社の取り扱い医療機器の適正使用の確保のための立会い

2. 安全使用確保のための立会い業務

新規納入時における立会い終了後の安全使用の確認のための立会い

医療機器の故障修理後の動作確認等のための立会い

医療機器の保守点検業務契約に基づく動作確認等のための立会い

第 3 条 (立会い実施依頼)

甲は、立会いを要する場合は、立会いを要する日時、植込み時の立会い、定期検査の立会い等の必要な情報を乙又は丙の社員に対して、通知するものとする。この場合、乙及び丙は、協議の上いずれか、もしくは双方が立会いを実施するものとする。ただし、甲は、日程の調整その他事由の如何を問わず、乙、丙とともに立会い実施が困難な場合は、乙又は丙が立会い実施能力を有する第三者に当該立会い業務を実施させることができることを承諾する。

第 4 条 (有効期間)

1. 本契約の有効期間は、上記欄記載のとおりとする。

2. 甲及び乙、丙は、契約期間中であっても、3ヶ月前までに書面にて相手方に通知することにより、立会い業務を中止することができる。ただし、立会い業務の実施の継続を困難とする事情が発生した場合は、その旨を相手方に説明して、直ちに解除することができる。この場合、既に依頼を受けた立会い業務については本契約に基づき実施するものとする。

第 5 条 (立会い実施料及び支払方法)

本契約に基づく立会い実施料は、月末締めで乙が丙に対して立会い実績データを提示し、当該実績データに丙及び第 3 条ただし書きの第三者の実績データを含め、上記欄記載の立会い実施料単価を乗じた額を丙が甲に対して請求するものとし、甲は丙に対して別途定める支払方法により支払うものとする。乙及び丙は、実施割合に応じて別途定めるところにより精算するものとする。

第 6 条 (当事者の変更)

乙・丙間の取引契約の終了その他丙が本契約の立会い業務を実施できない事由が発生した場合は、立会い業務の円滑な運用のため、乙は、第三者に丙の業務を委託する等、甲に支障の無いよう最善の努力を尽くすものとする。

第 7 条 (協議)

甲及び乙、丙は、本契約に定めのない事項、本契約の解釈に疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い、協議して解決するものとする。

第 8 条 (その他)

本契約の締結を証するため、本書 1 部作成し、甲・乙・丙が記名・捺印のうえ、原本を乙が、写しを甲及び丙が各々保管する。